

京都市上下水道局告示第30号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき所在地、電話番号、代表者及び営業所名の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年7月16日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市北区大北山原谷乾町36番地の99

フジヤマ設備

藤山 智

2 変更事項

(所在地の変更)

南丹市園部町小桜町143番地8から京都市北区大北山原谷乾町36番地の99に変更

(電話番号の変更)

0771-62-6985から075-462-2767

(代表者の変更)

藤山 功から藤山 智に変更

(営業所名の変更)

フジヤマ設備京都営業所からフジヤマ設備に変更

(上下水道局下水道部管理課)